

令和2年度横浜市社会福祉審議会会議録	
日 時	令和3年3月29日（月）10時00分～12時00分
開催場所	横浜市役所18階 なみき14・15会議室
出席者	渡邊忠則委員、安西英俊委員、梶尾明委員、飯山文子委員、泉今日子委員、荒木田百合委員、小川淳委員、小倉徹委員、加藤由紀子委員、坂田信子委員、早坂由美子委員、牧野裕子委員、宮田光明委員、青木幸恵委員、石渡和実委員、井上敏正委員、川島通世委員、高橋昌彦委員、早川陽子委員、渡部匡隆委員
欠席者	岸恵美子委員、水野恭一委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員紹介 2 議題 委員長の選出 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門分科会等の活動報告 (2) 「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）」について (3) 「第4期 横浜市障害者プラン」の策定について (4) 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの実施について（報告） (5) 横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について 4 横浜市長からの諮問及び横浜市社会福祉審議会の対応について 5 その他 令和3年度健康福祉局予算について

開 会	開会、定足数報告、会議の公開について
企画課長	1 委員紹介 資料2「委員名簿」にそって新任委員紹介 出席している健康福祉局幹部職員の紹介及び健康福祉局長からのあいさつ
企画課長	2 議題 委員長の選出 これからの進行は、大場委員長が令和2年8月3日付で退任されたことから、委員長職務代理者の横浜国立大学教育人間科学部教授 渡部委員 にお願ひします。
渡部委員長職務代理	委員長職務代理者の渡部です。どうぞよろしくお願ひします。 新型コロナウイルスの影響が市民生活、そして委員の皆様にも多大な影響を与えたことと思ひます。そのことについて、大学の状況を交えながら少しお話しさせていただきます。 <p>新型コロナウイルスによって、大学は入校制限となりました。そのため対面授業が実施できず、新入生は入学以降、大学に足を踏み入れたことがないという状況下で、授業や仲間づくりに関して様々なご意見をいただきながら、この間やってきま</p>

	<p>した。</p> <p>大学では聴覚障害のある学生を含め、障害のある学生が学んでいますので、オンラインによる遠隔授業を行うにあたり、情報保障ということを含めてできるだけ学生の学習に制限が少なくなるように取り組んできました。ただ、取り組む中で、遠隔授業を受けにくい学生には、障害のある学生に加えて、パソコンを購入できない、インターネットの環境がないといった非常に経済的に困窮している学生や、留学生もいて、様々な生きにくさがあるという実態、存在が浮き彫りになりました。</p> <p>保土ヶ谷区社会福祉協議会で食の支援が行われた際、そこに集まったのはほとんど横浜国立大学の学生であったというような現状もあります。</p> <p>大学としても、パソコンの提供や経済的援助を行ってきましたが、私が担当する特別支援教育コースの学生も令和3年度を迎えるにあたって、退学者、休学者が複数名出ています。一つは経済的な理由、さらには心身の不調が影響しているということです。</p> <p>こういったことを含め、今回の新型コロナウイルスというのは潜在的に課題があったこと、積み残されてきた課題、見えにくかった課題をある程度浮き彫りにしたと思います。これらの課題の解決にあたっては、これまでとは異なる、画期的な取り組み方が求められているようにも思います。</p> <p>本日の社会福祉審議会では、これからの推進計画、プランの検討が中心的な議事となりますが、市民生活への新型コロナウイルスによる影響をできるだけ回復しつつ、積み残されてきた課題、気づかれにくかった課題、またそれらの課題に対する適切な取り組み方について、横浜市民ができるだけ安全に安心して生活できることを目指して議論できることを願っています。本日はどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長が選任されるまでの議事について、私が進行を務めさせていただきます。</p> <p>まず、委員長の選出です。社会福祉法第10条では、委員長は「委員の互選」により選出することになっていますが、いかがでしょうか。どなたかご推薦をお願いします。</p> <p>小倉委員 横浜市社会福祉審議会委員長に荒木田委員を推薦いたします。</p> <p>渡部委員長職務代理 ただ今、「荒木田委員に」とのご推薦をいただきましたが、荒木田委員に委員長をお願いすることで、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>渡部委員長職務代理 それでは、荒木田委員長、どうぞよろしく申し上げます。</p>
--	---

荒木田委員長	<p>大場委員長の後任として就任をいたしました、横浜市社会福祉協議会会長の荒木田です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私が昨年6月末に社会福祉協議会にきた時、オフィスはガランとしていて、各区の社会福祉協議会へ生活福祉資金、緊急小口資金の業務の応援に出ている職員が多くいました。申請希望者が殺到し、リーマンショックの時も本当に多くの方がお越しになったのですが、その比ではなく何百倍という方がお越しになりました。</p> <p>先ほど、渡部委員からお話があったように学生はアルバイトができず、また正規・非正規で職を失われた方がこんなにたくさんいるのだと驚愕しました。さらに、芸術活動をされている方もその活動が全部停止してしまったので、本当に多くの職業の方、いろいろな年代の方がお越しになりました。審査はかなり簡略化しましたが、それでもとても区の社会福祉協議会のスタッフだけでは足りず、市社会福祉協議会の事務局からも次々と人を出さないと受付が滞ってしまう状況でした。渡部委員がおっしゃっていた潜在的な課題という意味では、職業がすぐになくなってしまいう人がいかにたくさんいらっしゃるかということを実感し、とても心が痛みました。</p> <p>その時にもっとびっくりしたのは、日本人はとても我慢強いということです。貯金を切り崩し、現金がなくなる直前まで我慢し、社会福祉協議会の窓口の小銭を握りしめてきて、これしかない、明日から食べるものがない、という方もお越しになりました。いくらスピーディーにやっても現金が振り込まれるまでにはどうしてもひと月かかってしまうため、食を支援しなければ生活が立ちいかななくなるということで、社会福祉協議会もいろいろな方からご寄付をいただき、食の支援をスタートしました。</p> <p>例年では色々な寄付の呼びかけをしても細々としか集まりませんが、その時は想定を遥かに上回るお金が瞬時に集まり、困っている方へ心を寄せる方が横浜市にはいかに多いのかと、それも嬉しい驚きでありました。毎年コンスタントに寄付をいただいている企業からも、例年の寄付に加えて何百万という単位で寄付をいただきました。12月にはひとり親家庭に、3月には一人暮らしの女性に、食の支援を行うことができ、それに対しお礼のコメントをお寄せいただきました。</p> <p>社会福祉協議会では、コロナがあろうとなかろうと、必要な市民生活の支援を行っています。なかなか制度に乗らない、瞬時に発生し、狭間にあることについて、市民の皆様には非常に関心を持っていただいている、呼びかけに同意してくれる方がたくさんいることが本当に心強いと思います。また、民生委員の方々についても、コロナ禍の中でなかなか対面でのサポートは難しいなか、お電話や往復ハガキ等で関わっている方へ声かけをしていると伺っています。</p> <p>社会福祉審議会での議論がベースにあって、いろいろなことが実現していくものと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
渡部委員長職務代理	<p>それでは、この後の進行を荒木田委員長にお願いしたいと思います。</p>
荒木田委員長	<p>よろしくお願いいたします。それでは、次の議事に入ります。</p>

企画課長	<p>3 報告事項</p> <p>(1) 専門分科会等の活動報告について</p> <p>専門分科会等の活動報告について説明</p>
荒木田委員長	<p>本件についてご意見やご質問等がありますか。なければ、次の議事に入ります。</p>
高齡健康福祉課長	<p>3 報告事項</p> <p>(2) 「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）」について</p> <p>「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま包括ケア計画）」について説明</p>
荒木田委員長	<p>認知症についてもきめ細かく記載されていて、かかとを上げた目標となっています。裏面にも、【新規】・【拡充】という記載があり、目標に向かって着実に進めていくということがよく分かりました。</p> <p>本件について、ご意見やご質問はありますか。</p>
青木委員	<p>基本目標にあげている、ポジティブ・エイジングという言葉について、これは前回は掲げられたそうですが、認知症が進みかかっている高齢の母を抱えていて、そういう高齢の方がポジティブ・エイジングと言われて、どんな言葉なのか、想像がつかないかと思います。横に日本語が書いてありますが、すごく長いので、もっと簡単な分かり易い日本語で目標というのを書いていただけるとすごく嬉しいなという、個人的な感想です。</p> <p>あと、介護保険料ですが、要するに、月額300円上がるということで、他の市町村がどうなのか、気になりました。</p>
高齡健康福祉部長	<p>ポジティブ・エイジングと言う言葉ですが、意味は、誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる横浜型の地域包括ケアシステムを作っていきたいという主旨で掲げたものです。これは、ニュージーランドやアイルランドでは、国家戦略として位置付けられている言葉でもあります。年を重ねても、積極的に活動的な高齢社会を作っていきたいと、ポジティブで健康でいられる社会を作っていきたいということで、高齢者が尊厳を尊重されるような社会を目指していくという意味であります。確かに分かりにくいというお言葉もいただいておりますが、今の団塊の世代の方が高齢期を迎えていて、そういった方々が積極的に横浜の高齢社会を引っ張っていくというような意味も含めての内容ですので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>介護保険料については、政令市の中では中ほどのレベルであり、一番高い大阪府は8,000円を超えています。介護保険料は、必要なサービス量を見込んで、それを被保険者数で割った数値です。</p>
高齡健康福祉	<p>保険料については、前回よりも基準額が300円の上昇となっておりますが、将来の</p>

課長	<p>介護給付の増加も見込んでいますので、その影響を受けてということになります。保険料の引き下げに向けた工夫については、他都市に比べると横浜市の場合は独自に、低所得者に対する介護保険料の軽減策に特に力を入れていることや、これまで積み上げてきた基金といった財産もありますので、そういったものを活用して、保険料の引き下げというものに取り組んできました。</p>
泉委員	<p>今回の認知症施策について、本人や家族のことを考えて書いているなど実感していて、良いものができたなと思っています。</p> <p>その中で、私たち家族会が、よく認知症の家族の方から、病院で認知症と診断され、終わって帰ってきた頃には、頭の中が真っ白になってしまったというお話を伺います。地域包括支援センターや認知症カフェ、認知症の会の案内など、相談できる窓口の情報を、お医者さんや、病院の受付でもよいので渡していただけたらと。ご本人・家族が病名をつけられただけで帰るという状況よりも、真っ白になっているからここに相談しようかなと思えるように、相談先の案内を手渡すような場面ができたらと思います。</p>
高齢健康福祉部長	<p>ご指摘ありがとうございます。横浜市は2年前から、もの忘れ検診を実施してまして、認知症かもしれないといった場合は、身近な医療機関で検診を受け、そして専門医につなげていく。専門医につながったあとは、介護サービスなり、医療サービスなりにつなげていく。つなげるということを目標にやっていますので、そのような形で相談窓口のPRをあわせてしっかりやっていきたいと思っています。</p>
荒木田委員長	<p>それでは、次の議事に入ります。</p>
障害施策推進課長	<p>3 報告事項 (3)「第4期 横浜市障害者プラン」の策定について 「第4期 横浜市障害者プラン」の策定について説明</p>
荒木田委員長	<p>本件についてご意見やご質問等がありますか。</p>
渡邊委員	<p>報告事項の(3)「第4期 横浜市障害者プラン」だけではなく、さきほどの報告事項(2)でもありました様々な計画にも関わる意見です。感染症対策についてしっかりとこれから対応していくことについてですが、その中で、災害時要援護者の個別計画について意見申し上げます。</p> <p>東日本大震災から10年が経過しまして、自然災害の脅威に対する備えや「減災」の重要性について改めて確認する必要があると考えています。また、近年は、台風や豪雨災害などの多発により、多くの方が犠牲になられています。</p> <p>とりわけ、高齢者や障害のある方などのように、避難行動に支援を要する方お一</p>

	<p>人おひとりの避難について、事前にしっかりと検討しておく必要があります。</p> <p>現在、国会に提出されている災害対策基本法改正案においては、個別計画の策定が各自治体の努力義務とされており、先日、3月12日の小此木防災担当大臣の会見では、自治体の取組を支援するため、財政措置を講じることが表明されたところで</p> <p>す。</p> <p>個別計画の策定にあたっては、横浜市が、自治会・町内会や、福祉専門職などの支援者の皆様と連携しながら、取り組んでいくことが大変重要だと考えます。</p> <p>災害はいつ来るか分からないので、しっかりと取り組んでいただきたいと思</p> <p>いますので、意見として申し上げます。</p>
<p>地域福祉保健 部長</p>	<p>現在、要支援者の個別の避難計画の策定については、渡邊委員がお話しされた</p> <p>とおり、市町村の努力義務とする災害対策基本法の改正案が国会に提出されていると</p> <p>ころです。今後、計画の策定手順を明示した指針や、モデル事業の実施概要等が国か</p> <p>ら示される見込みですので、関係区局、地域の方々と協議の上、対応していきたいと</p> <p>考えています。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>非常に重要かつセンシティブなものになると思いますので、是非いろいろな方か</p> <p>らのご意見を汲みながら、丁寧に進めていただければと思います。</p>
<p>早坂委員</p>	<p>3ページの「イ 生活の場面1 住む・暮らす」の「4 まちづくり」についてです。</p> <p>この障害者プランの第4期の策定にあたってのグループインタビューを、我々の団</p> <p>体においても当事者と職員とで受けていて、私もその場面に一緒に参加させていた</p> <p>だきました。</p> <p>知的障害のあるご本人からの意見で、一人で外出される方なのですが、「街に出て</p> <p>行っても、大体の標識や看板が漢字またはカタカナで、横文字が多くて良く分から</p> <p>ない。なので、分かりやすい看板や標識を作ってほしい。」と訴えられていました。</p> <p>なかなか、そういった見えないところの要望への対応が進まないような気もしま</p> <p>す。知的障害のある方が分かりやすいことというのは、誰もが分かりやすいという</p> <p>ことでもありますので、是非その辺のところを進めていただけたらと思います。</p>
<p>障害施策推進 課長</p>	<p>障害福祉分野だけではなく、全ての行政機関がそういうことに気をつけていかな</p> <p>ければいけないと思っています。</p> <p>今回の障害者プランの中に、施策を分かりやすくするために、少し深掘りしたコ</p> <p>ラムを入れています。その中でも、福祉のまちづくり推進指針の中で、わかりやすい</p> <p>表現などを皆で活用していこうということを書いていますので、少しずつつかもしれ</p> <p>ませんが取り組んでいきたいと思</p> <p>います。</p>
<p>石渡委員</p>	<p>資料5の1ページ、基本目標の視点の7つのうち、3つ目の「将来にわたるあんし</p> <p>ん施策を踏まえた視点」、4つ目の「親なき後の安心と、親あるうちからの自立につ</p> <p>なげていく視点」、このあたりについて他の自治体にはない、横浜らしいところだと</p>

	<p>思っています。横浜市に住み続けるということで、こういうキャッチフレーズを挙げてから、20年ぐらいになると思いますが、いろんなことが進展しているなと思います。</p> <p>そういうときに、3ページ目の「住まい」というあたりは、改めて大事だなと思っていて、グループホームの充実など、横浜らしく展開してきたと思います。「住まい」の2つ目、高齢化・重度化のところでは、グループホームの整備において、バリアフリーについては言及されていますが、高齢化・重度化では具体的に医療との連携がとても大事です。この資料はかなりコンパクトに整理されているものだと思うので、グループホームなどでの医療の充実について、具体的に踏み込んだ施策みたいなのが打ち出されていたかどうかを教えてくださいたいです。</p>
<p>障害福祉保健 部長</p>	<p>ご指摘いただきました高齢化・重度化については、現行の第3期障害者プランで、高齢化・重度化対応グループホームということで実施をしています。これは「将来にわたるあんしん施策」の1つとして第2期から取り組んでいることですが、具体的に高齢化・重度化対応のグループホームをモデル事業として始めたものがありますが、これがなかなか一般のグループホームまで展開できていない状況があります。</p> <p>今回の第4期障害者プランの中では、一般のグループホームにも展開できるような施策として、どのように進めていくか、検討と併せて実施をしていきたいというところですが、実際に医療も入りながらグループホームを運営しているところもあるのですが、モデル事業で行ったところに留まっている、それをどう広げていくかという課題を明らかにしつつ、今後の展開につなげていきたいと考えているところです。</p>
<p>石渡委員</p>	<p>モデル事業の成果は少しお聞きしていますが、ぜひ広げていく努力をお願いします。</p>
<p>坂田委員</p>	<p>3ページの4つめの「相談支援」ですが、計画相談はどの程度進んでいますか。なかなかまだ、計画相談が受けられていないという方もいますし、事業所とかも増えているのでしょうか。</p>
<p>障害施策推進 課長</p>	<p>令和3年2月時点で53.5%ですが、5割を超えたところで少し伸び悩んでいるところですので、新年度も引き続き、各事業所に働きかけをしていきたいと思っています。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>今回の説明の中では数字がでていませんが、報告の中にはPDCAで回していくと書かれてありましたので、何が何パーセント進んでいて、どのぐらい伸ばすということも、おそらく冊子では見えると思いますので、また是非ご確認いただければと思います。それでは、次の議事に入ります。</p>

<p>精神保健福祉課担当課長</p>	<p>3 報告事項 (4)「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの実施」について</p> <p>「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの実施」について説明</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>本件についてご意見やご質問等がありますか。</p>
<p>渡部委員</p>	<p>大事な取組なので、是非進めていただければと思います。 重点施策4に関して、質問と意見を述べさせていただきます。 依存問題を抱える人の発見と専門的な支援へのつながりがより重要だと思っているのですが、計画にある「身近な支援者」とは誰を想定されていますか。 また、「身近な支援者」としてご家族を想定されていた場合ですが、実際には、家族が見つないだり、家族から何らかアクションを起こしていったりするの、大変難しい部分もあると思います。行政は、受け身的に待つのではなくて、より積極的に働きかけをしていくような形で、発見やつながりが少しでもスムーズにいくよう、人材も含めて、取組を進めていただければというのが意見です。</p>
<p>精神保健福祉課担当課長</p>	<p>ご意見もいただいたとおり、なるべく我々が積極的に介入して、相談・支援につなげていくことが大切だと考えています。 ご質問のあった「身近な支援者」については、「資料6別紙1素案概要版」の2ページ「2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況」に記載しています。この計画では、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区高齢・障害支援課などを「身近な支援者」と呼ばせていただきました。こうした身近な支援者にご相談いただいたときに、速やかに専門的な支援につなげることも重要だと考えています。 そのほか、司法書士の方とも連携し、司法書士の方が借金のご相談等を受けた際に、目の前にある借金のことだけを解決するのではなく、その背景に、ギャンブル依存などの問題が潜んでいないかという視点を持ったり、また、そういった背景が見受けられれば適切な機関につないだり、といった取組などをこの計画を通じて実施していきたいと考えています。</p>
<p>飯山委員</p>	<p>私は、軽度の知的障害のある方たちの支援をすることが多く、その中には、要養護家庭や児童養護施設の出身の方もいらっしゃいます。成育歴や生活環境の影響により知的障害様の方もとても多いです。 渡部委員の意見にもあった「身近な支援者」ということにもつながるかもしれませんが、例えば児童養護施設退所者で家庭に帰れない人は、居場所がなく、自立を求められてしまいます。居場所がない中で、お酒やギャンブル、薬物などに関わる人物が自分の話を聞いてくれると、彼らはそこに居場所を求めていき、気がついたら薬物に手を染めていた、お酒をいっぱい飲まされていた、ということもあります。</p>

<p>精神保健福祉課担当課長</p>	<p>知的ハンディキャップがなくても、依存症から回復するのはとても大変です。まして、親族・家族がいない人たちが、他人に支えられて回復していくのはものすごく大変で、ほとんど不可能に近いぐらいのことだと思います。</p> <p>身近な支援者による「依存症になってしまったからの発見」もとても大切だと思いますが、こういったハイリスクともいえる方もいらっしゃるので、依存症対策地域支援計画の中だけで終わらずに、例えば障害者プランや児童福祉計画などの計画との関連性を持ち、他施策と早いうちから連携する仕組みがあるといいと思います。</p> <p>先日の障害施策推進協議会でも同様の話をしたのですが、依存症対策地域支援計画に、他施策との連携という言葉を入れていただけたら嬉しいと思います。</p> <p>ご意見いただいたように、依存症対策地域支援計画は、様々な計画と連携していかなければいけないと考えています。計画策定にあたっては、知的障害のある方への支援や、若い世代ですとゲーム障害のこともありますので、こども青少年局や教育委員会事務局等の関係部署と連携し、取り組んでいきます。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>弱い立場にある方にしっかりと手が届くよう、支える仕組みが必要であるということ、ほかのところでもよいので、明言していただくようお願いします。</p>
<p>青木委員</p>	<p>この計画の名称自体が、地域支援計画となっているので仕方がないかもしれませんが、依存症については、「資料6別紙1 素案概要版」の1ページ「2用語の定義」で、『回復』できるとさらっと書いてあります。また、7ページの重点施策6では、「回復を続けることをサポートする」、「地域で回復し続けられる支援体制の構築をする」等とあります。依存症は、治る、完治するということは、まずないんですよ。アルコール依存症などで一般常識になりつつあるのが、アルコール依存症を克服したと思っても、一滴でも飲んだら、もうそれでそれまでの取組が全て終わりだ、ということです。回復という言葉を使っていますが、治るわけではなくて、抑えるための努力をずっとし続けなくてはいけないということで、すごい計画だなと思いますが、だからこそ、もちろんすでに依存症になってしまった人に対して寄り添うことも大切ですが、依存症になる人を減らす努力を行政として求められるのではないかと思います。ここの議論にはそぐわないと思いますが、やはり、IR問題とか、いろいろ考えると、この計画は頑張っているけど大丈夫なのかなという素朴な疑問を感じます。そこで、回復できると書いてありますが、もっと真摯に向かい合うべきだとしたら、完治はしませんと書いておいたほうが分かり易いのではないかと思います。意見です。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>今のこの現代にあっては、IRだけではなくて、やはり依存症になるハードルがとても低いのが現実だと思います。ゲーム機を持たずとも、スマートフォンを持たない生活が考えづらい中で、お子さんがスマートフォンを持つとどうしても手がいつてしまうとか、いわゆる麻薬系についても、びっくりするような手段で若者に配られるという、驚くべき敷居の低さの中で、こういう計画が非常に重要だと思います。</p>

	<p>さきほど、飯山委員からもお話しがありましたが、誘惑されがちな人たちが、なぜ誘惑されてどっとのめりこむのかというと、やはり、周りに支えてくれる人がいない、他に気持ちが収まるものがない、といった状況があるという認識もとの計画だなど読めます。完治しないというのは、やはりあまりに希望がないといえますか、完治しないけれども、それをおそらく、回復という言葉で書いていると思いますので、そのことが上手く伝わるような言いぶりも必要ですし、だからこそ予防が重要だということを、メリハリがついた書き方ができるといいのではないかと思います。貴重なご意見ありがとうございました。それでは、次の議事に入ります。</p>
<p>地域福祉保健 部長</p>	<p>3 報告事項 (5)「横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定」について 「横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定」について説明 これまでのお話に出ていますように、横文字の使用が多いというご指摘もあるかと思いますが、【冊子】36 ページに記載のある小委員会のメンバーで議論を行い、若い世代や今まで関心が薄かった層に関心を持っていただけるように工夫したところ です。なるべく、かっこ書きや注釈等を入れて分かりやすくなるよう努めました。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>もともと、バリアフリーを進めましょうということからスタートしたと思いますが、単なる物理的な問題だけではないというところに、随分進化してきた計画になっていると思います。本件について、ご意見やご質問等がありますか。なければ、次の議事に入ります。</p>
<p>荒木田委員長</p>	<p>4 横浜市長からの諮問及び横浜市社会福祉審議会の対応について お手元の資料 8 をご覧ください。 令和 3 年 3 月 26 日、横浜市長から横浜市社会福祉審議会に対して、「神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について」諮問を受けました。 ついては、本件に対する当審議会の対応について協議いたします。それでは横浜市から、説明をお願いします。</p>
<p>企画課長</p>	<p>「神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について」説明（資料 8 読み上げ） ついては、専門の臨時委員を加えた形で、専門分科会を設置していただいて調査・審議の上、ご意見をいただきたいと考えています。 なお、臨時委員の任命については、社会福祉法第 9 条第 2 項により、市長が任命することとされていますので、今後委員の選定など調整のうえ、任命したいと考えています。</p>

荒木田委員長	<p>本件について、ご意見やご質問等がありますか。</p>
梶尾委員	<p>生活支援を受けるにあたっては、我慢強く生活をしながら、どうしようもなくなって窓口に行かれる方が多くいらっしゃると思います。</p> <p>私は長年、国会議員の秘書を勤めてきた中で、各自治体の支援窓口で話を聞いてきましたが、私の知る限り横浜市においては、本当に丁寧な窓口対応をされていて、よく話を聞いているという印象を持っていました。そういった認識であった中、今回このような事案が発生してしまったことは残念に思います。</p> <p>この事案の原因究明や改善においては、これからしっかりと議論されながら改善を図り、経過を見守っていきたいと思っています。</p> <p>もう一点、やはり大きな問題は、支援を受けたいと窓口に来る方が千差万別、様々な年齢、世代の方がいらっしゃって、支援を受けるまでの経過・過程が本当に様々なケースがある中で、今の窓口の状態で担当者が対応するというのは、大変困難なことだと思います。</p> <p>相談体制の今後の工夫や強化をしっかりと進めていくべきではないかと思うのですが、今後に向けての考えがあれば伺いたいと思います。</p>
生活福祉部長	<p>本件においては、面接相談員のスキルアップのために、毎年研修などを実施してきました。今回の事案の検証を踏まえて、神奈川区の中から問題が起こったことなどは、また改めてフィードバックできるようにしていきたいと思っています。</p> <p>また平成 27 年度から、生活困窮者自立支援法が始まり、横浜市においては、生活困窮のご相談も生活支援課でお受けしています。</p> <p>そういった中で生活保護だけにとどまらず、生活にお困りの方全般も広く受けとめるような、体制をとっています。また、併せて関係機関、地域ケアプラザや社会福祉協議会と連携をとり、チームで支援できるような体制作りを進めていますので、そういったことも含め、進めていきたいと考えています。</p>
梶尾委員	<p>現在、コロナ禍ということで、経済的支援として借入やその他様々な支援がされているところだと思いますが、この先コロナが収束して社会が日常に戻ったとき、自分の生活には借金だけが残ってしまったということやお仕事に就けないなど、立て直しが大変な状況が続くのではないかとということが想定されます。</p> <p>そういった中で、最後に頼るところは、横浜市民であれば、身近な区役所の相談窓口に行く方が多いのではないかと思います。そういった意味も含めて、先ほど相談体制の強化が必要ではないかと申し上げました。</p> <p>それと同時にもう一つ懸念されることは、窓口の職員に対し厳しい声を上げて相談に来られる方も多いのかなという現状も伺っています。これについては、両方の気持ちが本当によくわかります。相談に来る方は明日どうするかという状態のため、何とかして欲しいと。しかし誰でもすぐに何でも今日明日に衣食住に関しての支援ができるわけでもない。</p> <p>そのためには、早め早めに相談をできるような状況をしっかりと周知をしていた</p>

石渡委員	<p>だきたいです。また、担当職員が精神的に参ってしまう方もいるのではないかとと思うので、そういった対応も含め、両面見ながらしっかりと今後の対策を練っていただきたいと要望します。</p> <p>この不適切な対応について、調査委員会を立ち上げて再発防止に努めるという市長のご意向はとても大事だと思います。</p> <p>一方で、社会福祉審議会の専門分科会には、民生委員審査専門分科会や身体障害者障害程度審査部会が常設されていると思いますが、この検証を専門分科会という位置づけで立ち上げるよりも、外部の独自性が大事なことだと思うので、市として独自の調査委員会を立ち上げた方が適切かと個人的には思います。</p> <p>社会福祉審議会に諮問したことや専門分科会の位置づけでよいのか、また専門分科会を立ち上げた時の委員はどのような方を想定されているのか、とても大事なことだと思うので、その辺りを明確な位置づけにさせていただきたいというところも含めて、教えて頂きたいと思います。</p>
企画課長	<p>まず社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために設置された附属機関です。</p> <p>今回の事案について、専門的な知見を持つ第三者の方、外部委員による調査等検証を行うためには、附属機関である審議会でも取り扱う必要があります。内部の話ではなく、外部の方の目でしっかりと報告をいただくために、社会福祉審議会でも取り扱いたいと考えています。</p> <p>社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項を広く取り扱うことができます。今回の諮問内容は、まさに福祉の部分であり、生活保護の相談対応の検証にあたるので、社会福祉審議会でも取り扱うことが適切であると考え、お出ししたものです。</p> <p>専門分科会の委員の選定については、固まったものではなく、専門的な見地から検討するために、学識経験のある方、生活保護行政の実務に精通した方、権利擁護の分野に精通した弁護士の方等を想定してこれから調整をしたいと考えています。</p>
石渡委員	<p>もう一点の、なぜ専門分科会という位置づけなのかも知りたいです。こういった突発的な事態の対応について、民生委員を選ぶ専門分科会と同じ位置づけでよいのかというのが疑問です。今までに、社会福祉審議会の中にこのような専門分科会を設置された前例はありますか。前例にはこだわりたくはないですが、私は社会福祉審議会と独立した組織のほうが、より外部の機関の位置づけになるのではないかと考えます。その辺りをもう少し説明いただけますか。</p>
企画課長	<p>資料1に社会福祉法の抜粋をつけています。</p> <p>法の第11条2項に「必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。」とあるので、社会福祉審議会の中に別の福祉分野の専門分科会を置くことは可能です。</p> <p>また、他に調査委員会等を立てた方がよいのではというご意見ですが、附属機関</p>

	<p>として外部の方を入れて調査する場を作るのには時間がかかります。スピード感をもって対応するために、今回は、社会福祉審議会に専門分科会を作り、最速の対応をさせていただければと思っています。なお、健康福祉局の所管ではないですが、他の分野では、同様の方法で対応をしたことがありましたので、参考にしています。</p>
石渡委員	<p>わかりました。スピード感を持ってということが、社会福祉審議会附属の専門分科会でやる意味ということでしたら、そこをより生かせるような進め方をさせていただきたいと改めてお願いします。</p>
渡邊委員	<p>これは神奈川区に限定して検証を行うということですが、全市対象としないのはなぜですか。</p>
生活福祉部長	<p>本市においては、平成 25 年度の厚生労働省の事務監査で面接のことを指摘された以降、研修の実施や、管理職による日常的な面接記録の確認、健康福祉局で行う監査での面接記録の点検・指導など、改善に取り組んできました。近年の国の監査では、面接相談に関する指摘は受けておらず、本市の面接相談に関する水準は、一定の水準にあったものと考えています。</p> <p>そういった中、神奈川区でこのような事案が起き、現在、神奈川区の職員へヒアリングを始め調査を行っていますが、「職員から上司に相談しづらい雰囲気があった」などの意見がヒアリングの中であったようです。そういった部分で、まずは神奈川区において原因・要因などを深堀する必要があると考え、神奈川区で調査検証を行っていただきたいと考えています。</p>
渡邊委員	<p>その結果を全市にどのように生かしていくのかを確認したいです。</p>
生活福祉部長	<p>詳細の調査、原因の究明を行っていただき、その上で、再発防止に向けた取組をしっかりと行い、18 区の生活支援課責任職、担当職員を集めた会議などで周知徹底を図ります。さらに、研修や監査を通じて、適切な相談支援の実施に向けて継続的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
渡邊委員	<p>最後に意見ですが、こういった事例が起きたので、まずは冷静に状況の調査を進めていただき、第三者・外部の目を入れ、しっかりと原因を究明・検証してほしいと思っています。</p> <p>そして、大々的に報道されたことで、窓口対応に不安を感じている市民もいるのではないかと思います。その不安を払拭し、横浜市として今後同様の事態を起こさないと示すために、再発防止の取組をできるだけスピーディーにまとめてもらいたいと思います。そして、適正な生活保護制度の運用にしっかりと努めていただきたいと思います。</p>

青木委員	<p>初歩的な質問ですが、今回、市長から、社会福祉審議会に対して調査をすること、その調査に基づき原因究明をして再発防止について意見が欲しいと頼まれているという理解でよいですか。</p>
企画課長	<p>そのとおりです。</p>
青木委員	<p>そして、調査するにあたっては、専門分科会を設けることを考えているとお話があったという理解でよろしいですか。</p>
企画課長	<p>そのとおりです。</p>
青木委員	<p>その場合、専門分科会について、こういう委員でいつから動くといった内容というのは、社会福祉審議会委員に改めて諮られるのですか。</p>
企画課長	<p>専門分科会に属する委員の指名については、社会福祉審議会の委員長に権限があります。最初に申し上げたとおり、臨時の委員については専門的な知見等をお持ちの方を市長が任命しまして、その臨時委員と社会福祉審議会の今いらっしゃる委員の中から、専門分科会の委員をどなたかに就任いただくかというところを委員長に指名していただくという手順になります。</p>
荒木田委員長	<p>補足しますと、次の委員を誰にするかは審議会で議論するのではなくて、市長が任命します。市長が任命した後、社会福祉審議会として専門分科会委員を誰にするかは、社会福祉審議会の委員長から指名をさせていただくという段階を踏みます。</p>
青木委員	<p>以上の形で進めますという報告を受けているという理解でよろしいですか。</p>
企画課長	<p>ご質問等のやりとりをさせていただいた後、先ほどご説明したやり方で進めることについてお諮りします。</p>
加藤委員	<p>私は高齢者支援をしていますので、皆様より各区役所へ行く頻度が多いのではないかなと思います。そこでよく目にするのが、相談者が、感情を抑えられず、大きな声になる場面です。どんなことで感情が高ぶっているか、切り取った部分しか分かりませんので、評価はできないですが、私が客観的に見ていて、区の職員の対応で「あれだとやっぱり怒るよな」というところを何度か目にしたことがありますので、これからの検証の中で位置づけていただけるとありがたいなと思います。</p>
荒木田委員長	<p>おそらくそういう職員も、個人の質というよりも、何度かそういうことがあって防衛的になっているのかもしれないし、上司が守ってくれないと思うと、そこで頑張りきってしまうのかもしれないので、その辺りも含めて丁寧に検証していただければと思います。</p>

飯山委員	<p>いろいろな意見が出ていますが、人間は完璧ではないので、いろいろな人がいるのは仕方がないと思います。しかし、多くのケースワーカーはとても忙しい中、言いがかりのようなことに関しても、丁寧に対応していると思います。</p> <p>横浜市の生活支援課のケースワーカーは一人当たりの持っている担当件数がとても多く、高齢・障害支援課のケースワーカーも同様で、なかなか訪問などもしてもらえない状態です。もちろん研修やチーム支援は大事ですが、それには時間が取られます。そうすると、また現場は窮屈になると思います。実際のところ、今、ケースワーカーは足りているのでしょうか。各区含めてどのくらいいるのでしょうか。</p>
生活福祉部長	<p>社会福祉法の規定で標準数が定められています。標準数では、80世帯に対してケースワーカーを1人配置することとなっています。</p> <p>本市の令和2年4月13日時点でのケースワーカー数は581名です。令和2年4月の世帯数が5万4110世帯で、単純に581名で割りますと、1人93世帯を担当している状況です。</p> <p>ただ本市においては、この職員の配置だけではなく、会計年度任用職員として、ケースワーカーの事務補助をする職員や就労支援をする専門員、中学生などのお子さんの支援をする教育支援専門員を入れることで、生活支援課としてしっかりと支援ができるような体制を作っているところです。</p>
荒木田委員長	<p>数字は全体で見てそうだとのことですが、神奈川区のことも含め、体制についても今後の検証の中に入れていくことになると思います。</p>
飯山委員	<p>私たちも事業を行っていますが、国で決められた職員の配置基準では、産育休中や時短勤務の職員も含まれてしまうことがあります。産育休中・時短勤務の職員も数にカウントしなければなりません。実際は現場が回らないため、費用を持ち出しで人を雇っていることがあります。</p> <p>区役所でも産育休に入る方がいて、それ自体はとても大事なことだと思っていますが、「ケースワーカー数581名」は、産育休等の職員を除いた数になっているのか、審議会のあとで結構ですが、気になっています。</p>
荒木田委員長	<p>現場に即したご意見ありがとうございました。おそらく生活支援課でそういったこともある中で調査していくことになると思いますので、あまり数字だけにとらわれず、現実の姿をしっかりと見て進めていけたらと思います。</p> <p>社会福祉審議会が横浜市の附属機関であり、独立しているけれども、少し関係もあるようなところです。本件においては、本当に二度と起こってはいけないことであり、コロナが収束しない中、スピーディーな対応が必要なため、社会福祉審議会の下部組織として臨時的な専門分科会を新たに設置するということがよろしいでしょうか。</p>
青木委員	<p>諮問に対して、市長に提出する前の内容について確認する場はありますか。</p>

企画課長	<p>協議事項がもう1点あり、専門分科会の決議をもって社会福祉審議会の決議とするかどうか、をお諮りさせていただきたいと思っています。</p> <p>最終確定の前には、書面になると思いますが、答申案のご報告を委員の皆様に見ていただくことを考えています。</p>
荒木田委員長	<p>最初に、諮問を受けて、市長が任命する新たな委員を加えた専門分科会を設置することについて、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
荒木田委員長	<p>専門分科会での議論の途中経過や答申の内容等について本体の（社会福祉審議会の）委員がどのように関与することができるかということについて、もう一度ご説明いただいてよろしいですか。</p>
企画課長	<p>諮問を受け、答申を市長に提出するにあたっては、決議が必要ですが、それに関しては、専門分科会の決議をもって社会福祉審議会の決議とさせていただきたいと考えています。ついでに、最後の決定となる前に、専門分科会でまとめた答申案や途中経過等を含めて、皆様に書面でご報告し、最終的な決議にするという形で進めたいと思っています。</p>
荒木田委員長	<p>今回は、コロナ禍ということで、何度も集まれない中で、書面を使って皆様のご意見を聞く機会を設けるとのことです。</p> <p>専門分科会の決議をもって答申とするけれども、何らか書面等のやりとりがあるということでもよろしいですか。</p>
企画課長	<p>そのとおりです。</p>
荒木田委員長	<p>それでは、専門分科会の決議をもって社会福祉審議会の決議とする、ということでもよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
荒木田委員長	<p>賛成多数と認め、横浜市社会福祉審議会に新たな専門分科会を設置することとします。</p> <p>それでは、次の議事に入ります。</p>
企画課長	<p>5 その他 令和3年度健康福祉局予算について</p> <p>本日詳細の説明は割愛しますので、後ほどご確認いただければと思います。</p>

閉 会	
荒木田委員長	本日、予定していた議事は以上です。 これで、本日の社会福祉審議会を閉会します。

	<p>1 資料</p> <p>【資料1】横浜市社会福祉審議会について</p> <p>【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿</p> <p>【資料3】専門分科会等からの活動報告</p> <p>【資料4】「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）」の策定について</p> <p>【資料5】「第4期 横浜市障害者プラン」の策定について</p> <p>【資料6】横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの実施について（報告）</p> <p>【資料7】横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について</p> <p>【資料8】神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について（諮問）</p> <p>【資料9】令和3年度健康福祉局予算概要</p> <p>2 特記事項</p> <p>なし</p>
--	---